

「九重町公共工事請負契約約款」及び「九重町土木設計業務等委託契約約款」の一部改正について（お知らせ）

「九重町公共工事請負契約約款」及び「九重町土木設計業務等委託契約約款」の一部改正について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

なお、適用は平成 31 年 4 月 1 日からです。

○九重町公共工事請負契約約款

【前払金使途拡大】

適用期間が平成 32 年 3 月 31 日まで延長。

「九重町公共工事請負契約約款」（平成 8 年告示第 45 号）新旧対照表

現行	改正（案）
<p>（前払金の使用等） 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 31 年 3 月 31 日までに、払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>（前払金の使用等） 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 32 年 3 月 31 日までに、払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

【様式】

次の様式中、「(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。」を削除。

- ・ 工事請負契約書
- ・ 工事請負変更契約書
- ・ 工事請負（仮）契約書
- ・ 工事請負変更（仮）契約書
- ・ （共同企業体用）工事請負契約書
- ・ （共同企業体用）工事請負（仮）契約書

○九重町土木設計業務等委託契約約款

【様式】

次の様式中、「(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。」を削除。

- ・土木設計業務等委託契約書
- ・土木設計業務等委託変更契約書